

◎新潟県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県刈羽郡刈羽村大字滝谷字城前1729の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅